

2009年(平成21年)1月23日

徳島県後期高齢者医療広域連合
会長 原 秀 樹 殿

徳島県社会保障推進協議会
会長 石 川 浩
徳島市北前川町5丁目4
電話 088-623-6897

徳島県後期高齢者医療広域連合への要請書

日頃は住民福祉の向上へのご努力に敬意を表します。

さて、昨年4月1日に発足した「後期高齢者医療制度」は、まもなく1年を経過しようとしています。私たちは、年齢によって高齢者の医療を別建てにし、日本を支えてきた高齢者の尊厳を踏みにじる、世界に例のない差別的な医療制度は中止・廃止をするよう国に求めてきました。

世論調査では、同制度の廃止に「賛成」が56%で、「反対」の30%を大きく引き離す(08、6、16「毎日」)結果となり、野党4党による「廃止法案」が参議院で可決され、衆議院へ送られて、継続審議になっており、速やかに審議入りして可決するよう求めているところであります。

については、いまの国会の状況では、同法案の審議入りが未定で4月以降にずれこむことも考えられますので、当面、貴広域連合として、高齢者のくらしと命を守る立場から、つぎの事項について、叡智を尽くされて、改善されますよう要請いたします。

【要請事項】

1. 年金月額1万5千円未満の「普通徴収」の被保険者で、この4月以降、保険料の未払いが1年に及ぶ滞納者に対して、命にかかわる保険証の取り上げ、即ち「資格証明書」の発行をおこなわないこと。また、国保でみられるような滞納者の保険証の窓口での未交付を行わないこと。
2. 生活保護基準以下の低所得者に対する、保険料の減免制度を拡充すること。
3. 健康診査は、従来(「老健法」時)のように、希望者がすべて受診できるようにすること。
4. 被保険者の意見が反映できるよう、国民健康保険の運営協議会のような協議機関をつくること。

なお、次の項目について、現時点での、情報の開示をお願いします。

- ① 県下の自治体の普通徴収の被保険者数と直近の保険料滞納者数、率
- ② 同じく、健康診査の対象者数と受診者数、率
- ③ 平成20年度の収支決算の予測
- ④ 低所得者の保険料均等割りの最大9割減額の内容と、県下での対象者数、率

以上